

宇都宮市車体利用広告物ガイドライン

1 趣旨

近年，広告技術の著しい発展により，大規模な車体利用広告物が可能となり，街に賑わいを創出する可能性もでてきている。

しかし，道路等の公共空間の秩序を維持するために，車体利用広告物を掲出するには，一定のルールが必要である。そのため，交通事業者及び広告主等は，それぞれの立場で景観との調和や交通安全等について，市民（利用者）に与える影響を考慮する必要がある。

そこで，宇都宮市では，車体利用広告物が都市景観と調和し，市民に親しまれる存在となるよう，市民・事業者・行政が車体利用広告物を掲出するためのルールを共有するため，このガイドラインを策定するものである。

2 適用範囲

(1) 対象となる広告物

旅客自動車（バス）の車体を利用する広告物とする。

(2) 大規模な車体利用広告物

バスの車体利用広告物のうち左右側面部については，表示面積 5 m^2 を超えるもの，後部については，表示面積 1 m^2 を超えるものとする。

3 許可の台数

大規模な車体利用広告物は，走行台数が無制限に増えると都市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想されるため，保有台数の多い定期路線バスについては，各事業所等が保有する車両の 20% 以内とする。

4 車体利用広告物のデザイン等

(1) 識別性の確保に関する事項

ア 路線バスについては，広告表示により会社等の識別性を低下させないように車両の各側面及び後部面にバス会社名等を表示すること。

イ 行先表示や車椅子ステッカー等の法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮すること。

(2) 交通安全の確保に関する事項

ア 窓面より上部には，文字，数字等を使用しないこと。

イ 四コマ漫画等のストーリー性のある表示内容としないこと。

ウ 腐食・破損・脱落・はがれ等のおそれのあるものを使用しないこと。

エ 緊急車両や交通情報等と混同するおそれのあるデザインは使用しないこと。

オ 運転者の注意を著しく障害するおそれのあるデザインは使用しないこと。

カ 多数の文字，数字，図柄等を使用することにより，過密とならないよう必要最小限にとどめること。

(3) 景観への配慮に関する事項

ア 地色又は広範囲に使用する色彩は、派手な原色又は金銀色を使用しないこと。
また、黒色などの暗い色調を使用しないこと。

イ 地色に多くの色数を使用することで、全体が雑然とした印象になることを避けること。

ウ 車体の形状及び色彩と調和したデザインとすること。

エ デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避けること。

(4) 市民への対応に関する事項

ア 性や暴力を意識させるもの又は射幸心を煽る等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。

イ 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しないこと。

ウ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。

エ 容易に市民の理解が得られないものは表示しないこと。

5 交通事業者等の自主審査

(1) 自主審査基準の設定

自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定めること。

(2) 自主審査機関の設置

自主審査機関には、車体利用広告物のデザイン等に関して審査を行うこととし、その組織にデザインの専門家が参加することが望ましい。

(3) 自主審査報告書の通知

「車体利用広告物自主審査報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、広告主等及び交通事業者に通知すること。

(4) 広告主等の責務

広告主又は広告代理店(広告制作会社)は、交通事業者等が行う自主審査を受け、本ガイドラインを遵守した節度ある広告物を作成すること。

(5) 許可申請

交通事業者又は広告主等は、許可申請時に交通事業者等が行う自主審査の報告書を市長に提出すること。

なお報告書には、交通事業者等が設置した自主審査基準及び自主審査機関の名簿を添付すること。

6 その他

(1) 走行する地域の実態把握

デザインや路線等を決定するため、走行する地域(禁止地域等)や施設周辺の実態把握をすること。

(2) 車体利用広告物に対する意見の反映

交通事業者は、車体利用広告物について、市民(利用者)の意識調査を定期的に行い、意見を厳粛に受けとめ、その意見を公表するとともに広告物への取扱いに反映すること。